

要件	内容
<p><b>■ 始良市企業立地促進条例</b></p> <p><b>&lt;対象業種&gt;</b>  製造業，産業用機械器具賃貸業，事務用機械器具賃貸業，道路貨物運送業，卸売業，倉庫業，こん包業，自然科学研究所，試験研究施設，ソフトウェア業，情報処理サービス業，デザイン業，広告業，機械設計業，コールセンター業，映像・音声・文字情報制作業</p> <p><b>&lt;交付要件&gt;</b>  ① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し，当該施設用地に工業生産施設等を新設，増設又は移転した事業者及びリース業者  ② 用地取得面積が1,500㎡以上（研究開発施設または情報サービス業については用地取得面積400㎡以上）で用地取得後5年以内の操業開始  ③ 雇用者5人以上  ④ 市との立地協定の締結  ⑤ 建設及び操業にあたって，公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと</p>	<p><b>【用地取得費補助金】</b>  ・ 土地取得費の35%以内  （限度額）雇用者数 5人以上10人未満 2,000万円  雇用者数 10人以上20人未満 3,000万円  雇用者数 20人以上50人未満 4,000万円  雇用者数 50人以上 6,000万円</p> <p><b>【雇用促進補助金】</b>  ・ 地元雇用者数×40万円  （地元雇用者が障害者であるときは20万円加算）  （限度額）1,000万円</p>